

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和 7 年

第 2 回 東 栄 町 議 会 臨 時 会

会 議 録

令和 7 年 4 月 2 5 日 (金)

令和7年第2回東栄町議会臨時会会議録

招集年月日 令和7年4月25日（金） 開議 午前10時00分
散会 午後2時29分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>7番 村本敏美</u>
<u>8番 加藤彰男</u>	

欠席議員 6番 西谷賢治

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	伊藤輝美
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤寿基

令和7年第2回東栄町議会臨時会議事日程

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 東栄町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第2号 東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第3号 東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第4号 令和6年度東栄町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 7 議案第5号 令和6年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 8 議案第6号 令和6年度東栄診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第7号 令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第8号 令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第9号 令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙
- 追加日程第5 議会運営委員の選任
- 追加日程第6 正副常任委員長の選任について
- 追加日程第7 議会報編集委員の選任について
- 追加日程第8 選挙第3号 北設広域事務組合議会議員の選挙

追加日程第 9 同意案 1 号 監査委員の選任

追加日程第 10 選挙第 4 号 東三河広域連合議会議員の選挙

追加日程第 11 議席の変更

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただ今から令和 7 年第 2 回東栄町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は 8 名です。定足数に達しています。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議会運営並びに本日の議事日程について議会運営委員長から報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤真千子君）

本日の議会運営委員長報告をさせていただきます。本定例会本日の臨時議会運営について 4 月 21 日に議会運営委員会を開催しましたので報告させていただきます。日程第 1 会議録署名議員の指名、日程第 2 会期の決定は従来通りです。日程第 2 以下の議案審議 5 件につきましてはすべて 1 件ずつ上程し本日採決とします。会議規則第 94 条に基づき発言の際には議長の許可を得た後に発言を行っていただくことと毎回事務局長からの指摘を受けていますがマイクに向かって分かりやすく発言することに今一度心掛けて頂きますようお願いいたします。報告終わります。

議長（加藤彰男君）

ただ今の議会運営委員長の報告の日程で議事を進めますのでよろしくお願いいたします。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 123 条の規定により 1 番岡田浩二議員、5 番伊藤真千子議員の 2 名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会

期は本日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日限りといたします。

----- 承認第 1 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 3、承認第 1 号「令和 7 年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それではよろしく願いいたします。承認第 1 号、令和 7 年度東栄町一般会計補正予算第 1 号の専決処分の承認を求めることについて。それでは予算書の 1 ページをお願いします。専決第 1 号、令和 7 年度東栄町一般会計補正第 1 号について。外国人英語指導業務委託について予算措置を講じる必要が生じましたが、議会を招集する暇がないため 3 月 28 日付で専決処分させて頂いたものです。続いて 2 ページをお願いします。今回の一般会計の補正は歳入歳出それぞれ 38 万 2 千円を追加し、予算総額を 40 億 1,438 万 2 千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6 ページをお開きください。9 款 1 項 2 目事務局費 12 節外国人英語指導業務委託料は 3 月下旬になって今年度予定していた指導助手が急遽退職したため、新たに委託先を探して新年度からの指導助手を手配しましたが、既予算では不足が生じるため追加するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。今回の財源としましては 19 款 1 項 1 目繰越金を充当いたします。以上で説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。今回の一般会計補正予算第 1 号はですね、外国人英語指導業務委託料を 38 万 2 千円増加するものであります。提案の理由は外国人英語指導業務委託について当初契約を予定していた業者において信頼に欠ける行いがあったため、他の業者との契約を検討した。新たな業者と契約する上で予算措置を講じる必要が生じたが議会を招集する暇がないためとしています。まず経緯を伺いたいと思います。事業者の変更が必要になった理由、改めて伺います。町が問題を認識した日、新旧事業者名、新旧契約における条件の違い、児童生徒への影響をまず伺います。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

教育課長です。事業者変更が必要となった理由ですが、当初予算要望時には令和6年度と同じ業者、同じ外国人英語指導者がいるALTと契約する予定でしたが、2月17日に突如業者から今のALTと契約できないこと、4月からのALTについては未定ということで、このままだと学校にも迷惑を被るということで急遽県内で実績のある派遣可能な業者を検討しました。1社県内でALT派遣事業を専門に35年の実績があり4月から派遣可能な業者が急遽見つかり契約する運びとなりました。新旧事業者名ですが、旧事業者が株式会社フロントです。今回契約新規事業者名が株式会社アルティアセントラルとなります。新旧契約における条件の違いですが、業務的に大きな違いはありませんがALTへのサポート力については新しい会社の方が勝っているという点が違いがあると思います。児童生徒への影響につきましては、新学期最初の英語の授業からALTさんに入っておりますので児童生徒への影響はありません。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、ありがとうございます。事前にですね、教育課にお尋ねした時にお答え頂いていたのは従来の派遣元はですね、神奈川県にあるハートコーポレーションという会社だったと伺ったんですけれども、今お答えいただいたのでは株式会社フロントということで株式会社フロントという事が正しいという事でよろしいでしょうか。その点1点確認させてください。また事前の聞き取りではですね、派遣を予定されていた方がですね、自動車運転免許の更新をせずに通勤することが難しくなったことが理由だというふうにご説明を受けております。それが事実なのかお伺いしたいと思います。そして自動車免許の運転を更新せず通勤できなくなったとしましたら、自動車運転免許が失効した状態で通勤していた期間があるのかお伺いしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、教育課長。

教育課長（青山章君）

申し訳ありません。先ほどの旧事業者名についてはちょっと訂正させて頂きたいと思います。申し訳ございません。株式会社ハートコーポレーションが正しいです。免許につき

ましては、委託事業者ですので会社と個人の問題かと思いますが、免許、本人に免許の失効期間を確認しまして免許で町内通勤した期間はありませんでした。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はい、ありがとうございます。では法的に問題になるということではないというふうに理解いたしました。免許が更新されているという状況で勤務して頂いたということ、いま確認して頂きましたのでもう 1 点お尋ねしたいと思います。何か間違いがあれば次の答弁でご訂正頂ければと思います。関連してお尋ねしたいんですが、新城市では今年 3 月 31 日付けで運転免許の更新を忘れた職員の方が半年にわたって公用車を運転したとして停職 2 ヶ月間の懲戒処分を行ったということで市が公表しております。東海テレビの報道によりますと、新城市は年度変わりの 4 月に所属長が職員の運転免許証を確認していましたが、再発防止策として年度途中で免許の期限が切れる職員については、都度更新しているか確認するということを対策として答えております。私はですね、こういった問題はどの自治体でも起こりうることだというふうに考えるものです。町として職員の運転免許の失効対策、どのように現状で行っているのか伺います。また東栄町では今回の外国語指導助手、ALT の方の他令和 7 年度においでん家支援員 43 人、放課後児童支援員 8 人、子育て支援員 8 人、保育園調理員 1 人、学校給食調理場調理員 1 人を個人請負での業務委託としております。日常的に町の職場で町の事業に町の職員とともに従事するという委託事業者の方についても、今回のようなケースがあるわけですから町職員と同様に確認していく必要があるのではないかと思います認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

いま関連の内容含めてという事ですね。関連内容含めてという事で、答弁の方よろしいでしょうか。関連で答えられる範囲で答えて頂いて、関連についてもし確認が必要ならまた。

いいですか、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

免許の更新につきましては、今までは個人にお任せしたという形になっておりますけれども、やはり失効するということはあることだと思いますので、課長会等通じて各自で確認していただくようにしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

これより承認第1号の件を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、承認第1号は原案の通り承認されました。

----- 発議第3号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4、発議第3号「東栄町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案書の説明を求めます。

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

失礼します。発議第3号、東栄町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について。東栄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正をする条例を次の通り定めるものとする。令和7年4月25日提出。提出者、議会議員伊藤真千子。賛成者、議会議員櫻井孝憲。東栄町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正する条例。東栄町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年東栄町条例第1号)の一部を次の通り改正する。第53条から第55条までの規定中、懲役を拘禁刑に改めるものであります。1枚跳ねて頂き提案理由といたしまして、この案を提出するのは刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行に伴い懲役及び禁固を廃止し、これに替えて拘禁刑が創設されたため所要の改正を行う必要があるからである。次ページの2分の1、A4横長の東栄町議会の個人情報保護に関する条例(令和5年3月6日東栄町条例第1号)新旧対照表をご覧ください。第6章の罰則改正前と改正後とあります。53条、54条、55条、それぞれ下線が引いてあるところを改正前の懲役を全て改正後は禁固刑にするものであります。戻って頂き、施行期日。この条例は令和7年6月1日から施行する。以上であります。すみません。今禁固刑といったようですので、すべて拘禁刑に改めます。お願いします。訂正をお願いします。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

はい、東栄町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について2点お尋ねいたしま

す。今ご説明頂いたのはですね、個人情報保護に関する条例の中の懲役という文言を禁固刑に改めるというご説明でありました。まず1つ目は国の法改正以外の改正点はあるか確認のためお伺いいたします。そして2つ目は、私はですね、4月21日の議会運営委員会で正副議会運営委員長からの本提案のこの議案の提案を知りました。一般論として議会の運営に係る条例改正については事前に議会運営委員会等で協議すべきだと考えますが認識をお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

伊藤委員。

5番（伊藤真千子君）

1番の質問に対しまして、国の法律以外の改正点はあるかについてですが、国の法律以外の改正点変更はありません。2個目の事前に議会運営委員会などで協議すべきと考える、今後事前に協議を行うように今後は考慮したいと考えておりますのでよろしくお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論にはいります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより発議第3号の件を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、発議第3号は原案の通り可決されました。

----- 議案第43号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第5、議案第43号「刑法等の一部を改正施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第43号、刑法等の一部を改正施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。1枚めくって頂いて、提案理由は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）

の施行に伴い、懲役及び禁固を廃止しこれらに代えて拘禁刑が創設されたため所要の改正を行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。今回の改正につきましては、5条立てで5つの条例を改正いたします。それでは新旧対照表で改正内容を説明いたします。1枚めくって頂いて東栄町職員の給与に関する条例新旧対照表第1条関係をお願いいたします。第20条の2第3号、こちら禁固を拘禁刑に改めます。第4号、こちらも禁固を拘禁刑に改めます。20条の3第1号、1枚めくって頂いてこちらも禁固を拘禁刑に改めます。第20条の3第3項第1号、こちらも禁固を拘禁刑に改めます。次に東栄町個人情報保護法施行条例新旧対照表第2条関係をお願いします。第3条第4項、こちら懲役を拘禁刑に改めます。第3条第5項、こちらについても懲役を拘禁刑に改めます。1枚跳ねて頂いて、東栄町情報公開個人情報保護審査会設置条例新旧対照表の第3条関係ですけれども、第14条、こちら懲役を拘禁刑に改めます。1枚跳ねて頂いて東栄町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例新旧対照表の第4条関係ですけれども、第6条第1号禁固を拘禁刑に改めます。1枚跳ねて頂いて、東栄町水道水源保護条例の新旧対照表第5条関係ですけれども、第18条懲役を拘禁刑に改めます。それでは改正案に戻って頂いて附則、施行期日。第1項この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。第2項、罰則規定等に関する経過措置。この条例の施行前にした行いのための処罰についてはなお従前の例による。第3項、この条例の施行後にした行いのために対して他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは改正前の条例の規定の例によることにされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑法等の一部改正法第2条の規定により改正前の刑法（以下この号において旧刑法という）第12条に規定する懲役（以下、「懲役」という。有期のものに限る）以下この項において同じ旧刑法13条に規定する禁固（以下、「禁固」という。有期のものに限る）以下この項において同じ又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下、「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑期のうち懲役または禁固がそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。人の資格に関する経過措置。第4項拘禁刑又は拘留に処せられたものに係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされなお効力を要することとされ、又は改正若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられたものは無期禁固に処せられたものという有期拘禁刑に処せられたものは刑期を同じくする有期禁固に処せられたものと拘留に処せられたものは刑期を同じくする旧拘留に処せられたものとみなす。第5項、東栄町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置。刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の制度に関する法律施行に伴う関係法律の制度に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁固以上の刑（死刑を除く）が定められている罪につき起訴されたものは第1条の規定による改正後の東栄町職員の給与に関する条例第20条の3第1項及び第3項の規定の適用については拘禁刑が定められている罪につき起訴されたものとみなす。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

刑法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてということでお尋ねしてまいります。まず2つお伺いいたします。政府は2023年の11月7日にですね、刑罰の懲役と禁固を一本化して拘禁刑を創設する改正刑法の施行日を2025年6月1日とする政令を閣議決定しております。この刑法の改正についてはですね、2022年の6月に成立し、25年までの拘禁刑の導入が決まっていたものであります。この条例案にはですね、先ほどと同じなんですけれども刑法改正に対応するもの以外の点が含まれているかまずお伺いいたします。そして2点目ですね、スケジュールが示されてからだいぶ時間が経つように感じます。新城市や豊川市などでは今年の3月議会で同様の条例を制定している中で東栄町では臨時会での提案となりました。6月議会の一般的なスケジュールでは間に合わないという時期に入っております。ですので、対応が遅れたというふうに考えているんですけれども、法改正に対する対応をですね、もれなく実施する上でのチェック体制がどうなっているかという点をお伺いしたいと思います。人間がやることですのでチェックしていても漏れはあると思いますけれども、何か一覧のような形で法改正を確認してですね、確実に期日までに改正が出来るようにということをされているのか実態をお伺いしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

まず最初のご質問ですけれども、刑法改正に対応するもの以外の点が含まれているかということですが、いまご説明したとおり刑法の改正に対応するものだけであります。2番目のご質問ですけれども、今回のこの刑法の一部改正に関して条例改正する際に検察庁との協議もございましたし、そういったことでちょっとこの時期に上程することになっております。あとチェック体制ですけれども、やはりそれぞれ県等からの通知文を回覧してそれぞれ確認するというふうなことをしております。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

はい、2点目の質問です。県等からの通知を回覧して確認しているということだったのでその通知に対して確実に対応できたと、年度末ですとか法の施行前ですとかそういった

時に点検するという体制はあるのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

やはり回覧することによって複数の目で見るという事は重要になってくるかと思っております。

議長（加藤彰男君）

はいよろしいですか。

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 43 号の件を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 43 号は原案の通り可決されました。

----- 議案第 44 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 6、議案第 44 号「令和 7 年度東栄町一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは補正予算の方、説明させていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 44 号、令和 7 年度東栄町一般会計補正予算第 2 号について。続いて 2 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 870 万 7 千円を増額し、予算総額を 40 億 2,308 万 9 千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費第 1 節報酬 8 節旅費までは 4 月から公用車運転業務にあたる会計年度任用職員 1 名を新たに雇用することになったことにより追加するものです。12 節人事給与システム改修業務委託料は東三河共同調達により進めている人事給与システムの改修作業の令和 7 年度分の額が確定しましたが、5 月に契約を交わす必要があるため追加するものです。2 項 1 目税務総務費 1 節報酬 8 節旅費までは、固定資産税に係る土地等の現況調査を担当する会計年度任用職員を雇用

するためのもので、当初予算では人の手配ができていなかったため見送りしましたが、新年度に入り雇用の見込みが立ったために追加するものです。13 節パソコン複合機借上料は、対象地目の事前調査及び調査結果に基づく課税台帳への入力等に使用するパソコンのリース料を追加するものです。8 ページ 6 款 1 項 5 目温泉施設費 12 節とうえい温泉等施設設備改修提案業務委託料は、昨年度から策定作業を進めている中期経営計画の中で度重なる機械等の不具合による臨時休業を解消するため、施設全体を調査してその結果に基づいて来年度以降に改修工事を実施するために追加するもので、10 月ごろまでに調査と改修に係る概算事業費の算定を完了し来年度予算要求に備えるものです。9 款 2 項 2 目教育振興費 4 節社会保険料及び会計年度任用職員共済組合負担金は、小学校に係る特別支援教育支援について、当初では 1 名あたり週 20 時間未満の勤務を予定していましたが、3 月の募集で週 20 時間以上勤務できる支援員を雇用することができたため追加するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。今回の財源は 19 款 1 項 1 目繰越金を充てるものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

その前に執行部から補足の説明がございますのでお願いします。

副町長（伊藤克明君）

すみません。本日議会の最初にですね、株式会社とうえいの中期経営計画概要(未定告)という資料を 1 枚ですね、表裏ございますが配らせて頂きました。これにつきましては先般又は昨年ですね、議会等でもお話させて頂いたように現在株式会社とうえいでは中期経営計画を策定しております。今月中にはですね、役員会を経て内容を固める予定ですが、今年度からですね、3 ヶ年で中期の計画を立てるものであります。本日はですね、予算の方でそれを本当はこの予算出すのにこの中期経営計画を先に説明して出すのが一番よろしいですが、ただ先ほど私も予算を説明させて頂いたときに、今後のですね、スケジュールとして、やはり 10 月ごろまでにはですね、改修する場合の概算事業費も含めて内容をある程度調査する必要がある、またそれに伴ってですね、来年度の予算のための財源も含めた検討をする必要があることから、今回 4 月にですね、こういった機会に補正予算として出させて頂いたものであります。中期経営計画の概要であります、まだ未定稿でありますので実際にはもう少し細かな内容になっておりますし、若干変更することもあるかもしれませんが簡単に説明させていただきます。株式会社とうえいにつきましては、とうえい温泉が出来ましてからもうすでに 25 年近くが経過しておりますが、その時に設立させて頂きまして温泉の運営することを主たる業務として地域の住民の生活支援や交流促進等に一躍担うものとして今まで運用してまいりました。そうした中で、運用していく中で施設の老朽化、特に度重なる機械故障による臨時休業の増加という事も見られてまいりました。これにつきましては 3 月の時にもですね、確か一般質問でそういったご質問がありましてお答えさせて頂いておりますが、いたるところでやはり不具合が出てきているの

も現況でありまして、私どもとしましては年間改修工事が、ある程度の年数の経ったものについては早め早めのという事でしておりますが、それでもやはり追いつかないところの部分がございます。それで修繕費の方も多額の経費をお願いしておるところでございますが、そういったものやそれ以外のものも人材確保とか人材育成面、それから財政状況の厳しさが見られるようになってまいりました。昨年の5年度の決算におきましては債務超過という状況になり、6年度も今現在3月で締めさせて頂いて、決算のいま準備をしているところでございますが、現状においてもですね、なかなか厳しい状況が続いておることは確かでございます。そういったことを踏まえてですね、やはり今後は経営資源の再構築と収益モデルの再設計に注力し、地域との連携強化やデジタル活用にサービス向上、財務体制の健全化を図ることが急務として我々も認識しております。来場者の実績も作らせて頂いております。コロナ明けはですね、コロナ期間中は年間10万人を切ることから少しずつ回復してまいりました。令和6年度も私が昨年5月に社長に就任して以来ですね、いろんな取り組みをさせて頂きました。ですが何とか昨年を上回ることができましたが、微増にとどまっております。これも一重にやはり15日ほどの臨時休業を余儀なくされたことが大きいのかなと思っております。そういった中でですね、今回中期経営計画を策定するという事で、そちらについての策定と目的について以下で述べさせて頂いております。今までの株式会社とうえいは、とうえい温泉の運営という主たるものとしてしていましたが、今回中期経営計画を作るにあたりましてはしっかりとですね、会社としての経営理念を作って地域のために貢献する、そういった使命や価値観をイメージすることでさらに職員一人一人が共通の価値観をもって取り組むことが必要ではないかということで進めてまいりました。中期経営計画は3年後のありたい姿を描きながら目標達成に向けた具体的な施策等を示しながら今後の指針として機能するというふうにしたいと思っております。裏面を見て頂きますと、こちらは実際の中期経営計画のもう少し細かい話をさせて頂きます。そちらについては、また6月のときにさせて頂く予定でございますが、企業理念としましてミッションとビジョン、そして行動指針というのを今回作らせて頂きました。ミッションとしましては地域資源を生かしとうえい温泉ブランドの価値を高め地域商社として地域社会の発展に貢献するというのを企業の使命として掲げたいと思っております。今までこういったものは作ってございませんでしたが、こういったものを会社として掲げたいと思っております。また、そのためのビジョンとしまして、とうえい温泉を中心とした観光産業文化のハブとなる、そして健全な経営と収益化を実施し地域経済に貢献したいと思っております。3番目として地域とともに成長し地域に愛されるブランドを築きたいと思っております。これをビジョンと掲げて6つのですね、行動指針を上げさせて頂いております。お客様第一の精神、安心安全を守る責任、健全な経営と利益の追求、地域に根付き愛される企業、従業員が誇りを持てる職場づくり、持続可能な地域発展への貢献といった6つの行動指針を示してですね、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。そしてこれらに基づいてですね、経営目標を5つ掲げてありますが、その第1番としてまず最初にですね、やはりいろいろ検討してまいりましたが、やはり内部的なことも当然この計画の中では具体的に示してまいりますが、それも含めてまずは老朽化対策が最初に一番大

事ではないかというのが1番として掲げさせて頂きました。これは先ほどの、私冒頭での経営状況の中で話をさせて頂きましたが、それに基づいてこれをすべきではないかと、そしてそういったことを取り組み、当然8年度からの老朽化対策ですので、もうすでに7年度が今年始まっております。ですから、すぐさまこれができるわけではございませんので7年度においてはですね、まず今できること引き続きですね、やはりなるべく臨時休業をしないようなそういった取り組みを進めていくこと、そういったことをしながら7年度中には債務超過、何とか解消するような体力を作っていきたいなと思っております。3番目としてそういった体力を作ることで、これも3月の議会のためにそういったご質問がありました、7年度末までに何とか町への納付金の納付を再開できるようにしていきたいと。そして4番目としましては9年度までにですね、とうえい温泉ブランドに基盤となる新規事業も展開していきたいなと思っております。これ新規事業というのはですね、今現在はとうえい温泉の運営ですね、それから指定管理としての介護予防施設、健康の館というとうえい温泉の隣ですね、交流施設についてもですね、指定管理を受けてやっておりますが、そういった事業の他にも何か、先ほど申しましたように地域商社としてまたこの企業としてですね、会社としてどういったことができるかということも理念の中でですね、検討していきたいなと思っております。それでそういったものができるような体力を作っていくと思っております。それでさらに5番目として、そういったことを踏まえて令和10年度末には、現在5年度末では3,400万円ほどの繰越剰余金というか、これは損失がございましたがそれを何とかプラスに持っていけるように、この3年間の取り組みの中で10年間で4年間になりますが、そういうことが実現できるような経営目標をもって取り組んでいきたいと思っております。そして先ほど資料の説明は以上ですが、先ほど申しましたようにこういったことを進めていくためにも、まずは今のハード施設そのものがどういった状況になっているのかしっかり調べる必要があると、そしてその上でですね、どんなことを改修していくか、それから改修するにはどの程度の費用がかかるのかとそういったことを何とか秋、10月ごろまでにはしっかり出してそれをですね、皆様方に議会にお示しした上でですね、皆様にもご判断を頂きながらこの先どう言うふうにしていくか、そういうところをしていきたいと思っております。ただ、今後6月の議会におきましてはこの決算、毎年株式会社とうえいの決算を報告することになっておりますので、その際にはその説明をさせて頂くとともに、今は旧経営計画についても未定稿というなかで概要を簡単に説明させて頂きましたが、もう少し踏み込んだところ、実際には数字等も入れるつもりでございますので、そういったものをですね、しっかり出して皆さんにご説明しながらいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

今の発言はですね、今、原稿資料がありますように未定稿ということですから、とうえい温泉の内部のところで検討状況ということで、今副町長はとうえい温泉を代表した立場で今回の補正予算に関連するという事で発言を求めた、そういう確認でよろしいでしょうか。いいですか。

それでは質疑に戻ります。先ほど2名挙手がありました。最初に伊藤議員、次に浅尾議員お願いいたします。

伊藤議員。

5番(伊藤真千子君)

今、副町長の説明でいろいろなことがわかりましたけれども、先ほどいただいたこの紙の中の一番初めに施設そのものがどのような状態になっているかということで、この330万を業務委託料として考えたのかなというのと、また25年以上たっている、修繕が多く臨時休業やお休みを度々している温泉が、皆さん迷惑かけているということなんですけれども、近隣の温泉で本宮の湯とかどんぐりの湯、潮吹館、今の遊星館ですけれども、おきよめの湯とかは半年から1年ぐらいかけてリニューアルオープンをしています。そういうこともこの今後執行部や業者が話し合っただけで一度休業をすとかいう考えをもっていますか。この計画の中には載っていないので改めて伺います。

議長(加藤彰男君)

副町長。

副町長(伊藤克明君)

旧経営計画は基本的にはこういった改修のことも含めながらしていくところです。ところがその改修につきましては、今回330万の予算をお願いして調査するというのとおり、まず調査をしてみないと、先程も言いましたようにどれくらいの規模感になるかはちょっとわからないところがございます。それもありましてですね、出来れば長期の休業はしたくはありません。その前提に立ちながらですね、例えばその出たときに、その規模が先ほど申しましたように議会にお諮りしたいと申ししたのは、株式会社とうえいはですね、東栄町100%出資の第三セクターでございますので、そういったことで報告させていただきますし、今までのご協議頂くわけですが、そこら辺踏まえてですね、数字が出たときに今後のあり方をどう言うふうに、例えば改修の仕方も含めて休業がどの程度必要かということでやるのかやらないのか含めて、あるいはいくつかの方法で、例えば分けてやるのかという事も含めてですね、やるのかやらないのか、ここはやるここはやらない含めながらそういったことを整備してご提案していきたいと思いますので、現段階において長期休業をするという方針は立てておりません。ただその結果によって皆さんにお諮りした上でですね、やはり長期休業をしなければならないかも知れません。ただ長期休業をするということは当然収入がございません。それから現在も30人余の従業員を抱えておりますので、そういった従業員に対する当然保障も含めて考えていく中で、どう言うふうにやっていくかということ、また決めるというか計画を立てて皆さんにもお諮りしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長(加藤彰男君)

よろしいですか。

はい、伊藤議員。

5 番(伊藤真千子君)

この経営目標をやるということのメンバーというのは誰か入るかという事はまだ決定されてないですか。業者とここの業者とあと温泉と役場の担当という形なのですか。他の一般住民は入ることはない。

議長(加藤彰男君)

温泉の内容、いいですか。

副町長。

副町長(伊藤克明君)

ちょっと確認ですが、今経営目標といいましたがその件ですか。わかりました。経営目標、今後老朽化対策をしていく基本的には株式会社とうえいが今後担っていくことでございますので、株式会社とうえいの役員それから従業員そして町との連携しながらやって、実際に建物、例えば 1 番目の改修そのものについては現在もそうですが建物等の改修等については町がやっておりますので、我々町としてどういうふうにしていくかということも含めたり財源も含めて考えていかんと思っています。あと中の話はやはりいろんな工夫をしたりしていくことにつきましては基本的には内部でやることと思っていますので、現状は役員と従業員で取り組んでいきたいなと思っています。

議長(加藤彰男君)

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

令和 6 年度東栄町一般会計補正予算第 2 号について一括でお尋ねしてまいります。まず補正予算説明書の 6 ページ 2 つの人件費増について伺います。2 款 1 項 1 目と 2 款 2 項 1 目、それぞれに会計年度任用職員の報酬が 150 万円が 1 つと 83 万 4 千円が 1 つであります。当初予算からの変更があったと考えますが、改めて職員体制の変更点を伺います。当初予算を組んだ時点からの職員体制の変更点という事でお尋ねしたいと思います。続いて補正予算説明書の 8 ページ、6 款 1 項 5 目のとうえい温泉等施設設備改修提案業務委託料、330 万円についてです。これについても一度事業の概要をお尋ねしたいと思います。具体的にはですね、包み隠さず施設の老朽化の程度を把握するための調査であるべきだと考えます。少なくとも 5 年もつというような程度ではなくて全面的な改修が必要だというふうに私自身は考えております。どの程度まで調査するべきだとか考えているのか、そういったことをお示し頂ければと思います。また、その点大規模な改修、全面的な改修も視野に入れた調査だと理解してよいのかということを教えて頂きたいと思います。そして続いて

ですね、町は昨年9月の私の一般質問で債務超過に陥ったとうえい温泉の第三セクター等経営健全化方針政策を今年3月をめどに策定する予定だと答弁しておりました。今回の改修提案業務の委託はですね、この健全化方針を踏まえたものなのか伺いたいと思います。また今朝までホームページではこの経営健全化方針が確認できませんでしたが、町は同方針を策定したのか伺いたいと思います。続いて10ページ継続費に関する調書についてお尋ねいたします。3点ございます。第二次地域福祉計画策定業務委託という事業名で令和7年度8年度の継続費として実施するもので令和8年度の年割額を467万5千円から77万円増額し544万5千円とするものです。事業の総額は900万9千円となります。増額が必要となった理由をお伺いいたします。また2点目、この委託事業に含まれる計画の名称とそれぞれの計画策定にかかる法定義務の有無、法律で決まっているかどうかということです。そして新城市北設楽郡3町村における計画の策定状況、把握されていれば教えてください。3点目は現在の第一次地域福祉計画の策定によってですね、住民福祉の向上につながったという点があれば具体的にお伺いいたします。また、この第一次計画の実施状況を点検・検証しているのかお伺いいたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

何点かありますけれども、順番によろしいでしょうか。

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず最初のご質問ですけれども、当初予算編成時からの職員体制の変更点ということで、こちらあくまで当初予算編成時と比較したものですけれども、正規職員は1名減っております。会計年度任用職員につきましては、今回補正をお願いしてあります2人をいれますとプラス1人というふうになります。

議長（加藤彰男君）

続いて経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

まずですね、事業の概要ということだったと思いますけれども、今回現地調査等行ってですね、修繕した内容等も踏まえまして改修箇所の提案業務を委託するものでございます。あとですね、大規模になるかどうかについてはやはりその現地調査改修箇所の提案をもってその結果によるものと思われまので、大規模になるかどうかについて今後確認していきたいと思っております。経営健全化方針の関係で第三セクターの方だったと思いますけれども、これは今（株）とうえいの中期経営計画ですね、これあつての経営健全化となると思いますのでそこ次第ですね、業務を合わせながら第三セクターの方のところは進めたいと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、福祉課長。

福祉課長（伊藤輝美君）

まず増額になった理由につきましては、今回地域福祉計画、地域福祉活動計画に重層的支援体制整備事業計画と再犯防止推進計画を併せて策定するため1計画につき税抜き35万円、2計画で70万円、税込みで77万円の増額となりました。計画の名称と法定義務につきましては、地域福祉計画重層的支援体制整備事業計画、再犯防止推進計画、3計画とも法定義務につきましては努力義務となっております。周辺市町村の策定状況ですが、新城市につきましては3つの計画につきまして策定済であります。設楽町、豊根村につきましては、3計画とも策定の予定はないということで聞いております。続いて地域福祉計画が住民福祉の向上につながった点、点検状況についてですけれども、地域福祉計画では担い手が減少する中で住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目標としており、住民、行政、社会福祉協議会の連携することが望ましいかということが体系化しております。その中で住民福祉の向上につながった具体的な例としましては、福祉動画作成事業、町が実施する福祉事業を動画で紹介する事業です。住民がいつでも繰り返し見ることができ、事業につながるができます。続きまして2つ目としましては、あんきにサポート事業の開始です。福祉サービスでは支えきれない生活の困りごとをボランティアにより解消する事業となっております。住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な事業となっています。3つ目は災害時要援護者台帳の見直しです。過去に策定しました災害時要援護者台帳の課題解決のために、住民や地域行政の役割を整理した結果、台帳の見直しを実施することができました。点検につきましては、地域福祉計画、地域福祉活動計画の点検、検証については地域福祉計画推進委員会の中で年1回の進捗状況の報告を実施しております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、ご答弁頂きましたので、まずとうえい温泉についてお尋ねしてまいります。関連となるかもしれませんが、今回の中期経営計画今朝がたはじめてお示し頂いたものであります。中期経営計画概要ということで未定稿のものでありますけれどもお示し頂きまして、これは第三セクター等経営健全化方針のとは別なものであって、この中期経営を作った上で財政健全化方針を作っていくというようなご説明でありました。この中期経営計画の概要版ですね、見させて頂いて、これは詳しい内容ではないということなんですけれども、財務体制の健全化を図ることが急務だという事が書いてあるんですけれども、具体的に毎年どの程度の収支が改善されていくですか修繕費を毎年どのぐらいに抑えていくといった、そういった目標は書かれていないんですね。やはり町として多額の修繕費を毎年支出

しているという事業でありますので、そういった数値目標についてもやはりしっかり示していくものでなければですねいけないというふうに思います。経営目標が5点掲載されております。令和8年度に老朽化対策の改修実行。2、令和7年度中に債務超過を解消。3、令和7年度末までに町への納付を再開。4、令和9年度までにとうえい温泉ブランドの基盤となる新規事業を展開。5、令和10年度期末に繰越利益剰余金期末残高をプラスへという経営目標が示されております。具体的に毎年どのように経営目標を達成のために収支を改善していくのかというような具体的な計画があるべきだと思いますけれども、それが示されるのか認識を伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

はい、いいですか。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

先ほども言いましたが、これはあくまでも未定稿ということと、それから一部取り出しただけでございますので項目としてだけです。ですから実際にですね、先ほどの経営目標1から5を行うためには具体的な施策をしっかり出していきますし、数値目標もしっかり出していきます。それはもうすでに策定作業に入っておりまして、今日まで未定稿かというところまだ役員会を通しておりませんし役員会で最終的な決定、それから株主総会もございまして、そういうところでしっかり示したところではじめて出来上がるものだと思います。実際にはもうほとんど出来上がっておりますので、そういった意味ではそれを最終確認して示していきたいと思っております。ただあともう1つ、修繕については先ほど私が申しましたように、修繕そのものは修繕しないような体質を作ること、我々は、株式会社とうえいとしては当然ありますが、現在でも修繕にかかる費用につきましては、町の予算として行っております。今までは基金がまだあったときは基金のお金を充ててという事で当然納付金との関わりが出てきますが、納付金が払える体制に早くなることというところで何とかその費用を少しでも賄える形にしていきたいと思っておりますが、修繕そのものいくりにするとか、どの程度まで抑えていくかというところは、ここはうちの今回の中期経営計画の方には載ってございません。ただ、さっきの第三セクターのものについては当然町としての何もかも第三セクターのところで財産をもってやっていたらそれにかかることができるんですがそういった点でそちらの方は町の方のそちらに委ねるかあるいは町の方の計画の方に委ねることになろうかと思っておりますので中期経営計画の中では修繕費用がどのくらいかかるだとかそういったことまでは踏み込んでおりません。とにかく、なるべく修繕が頻発しないような、そういったものができるような体制を作っていきたいというところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

はい、浅尾議員。3回目です。

3番(浅尾もと子君)

はい。続いてですね、継続費の中の第二次地域福祉計画の策定業務委託料についてお伺いいたします。計画の点検、検証は推進委員会で毎年1回報告を受けているということでありました。そこでこの計画にですね、そぐわない点、計画に達成できない点があった場合に計画期間中に改善するということが町として目指されているのか、具体的に教えて頂きたいと思います。

議長(加藤彰男君)

はい、福祉課長。

福祉課長(伊藤輝美君)

その辺につきましては、今ちょっと答えることができないのでまた。すみません。

議長(加藤彰男君)

はい、他によろしいでしょうか。

以上で質疑を打ち切り、続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

佐々木議員。

2番(佐々木一也君)

2番佐々木一也です。議案第44号、令和7年度東栄町一般会計補正予算第2号について反対の立場で討論します。私がこの補正予算に反対する理由ですが、継続費として補正計上されている第二次地域福祉計画策定業務委託について認められないことがあるためです。この補正予算について担当課に事前に確認したところ、先ほど答弁もありましたが第二次地域福祉計画の中に重層的支援体制整備事業の計画と再犯防止推進計画を盛り込むために77万円を追加計上したいということでした。この2つのことのうち重層的支援体制整備事業については現在の地域福祉計画の中に記載があり、その事業について検討するとしてあって第二次地域福祉計画にこの実施計画の策定を盛り込もうとするということなので一定の理解はできますが、再犯防止推進計画については再犯防止のことが現在の地域福祉計画に全く計画がされていないのにいきなり計画の策定を補正計上しようとしています。次に再犯と直接結びつけるのは難しんですが、この町では年間に数件犯罪が発生しています。年間の犯罪発生件数が数件の他のですね、町村だとかに比べて安全なこの町が愛知県内の町村のどこも策定していない再犯防止推進計画を予算をつけてまで策定する必要があるのか疑問が残ります。また重層的支援体制整備事業の方は実施計画を定めて事業をして国の定める条件に適合すれば町として交付金をうけることができますが、再犯防止推進計画は町が受けられる交付金などは確認できませんでした。再犯防止推進計画を策定することがよくないことだとは思いますが、この町の財政状況は決してゆとりのあるものではありません。

ません。財政状況がよければいい事業はどんどんやっていけばいいと思いますが、財政状況の厳しいこの町は何をやるべきか、何に予算を使うべきか、今やるべきなのかなどをしっかりとこの町の状況に落とし込んで検討し予算が本当に必要なところに適切な金額を使うようにしないといけないと考えます。再犯防止推進計画はとてもいいことだと思いますが、計画がないと執行してはいけないとかやれないわけではありませんので、次の地域福祉計画の中で再犯防止推進計画の必要性を検討するということからはじめるとしても遅くはないと考えます。以上、今回補正予算に計上する理由のうち再犯防止推進計画の策定が現在の東栄町にすぐに必要であるとは判断できないためこの補正予算に反対します。

議長（加藤彰男君）

今の内容は継続費についてのとこの地域福祉計画の内容についてということでもいいですか。それ含めてですから、本来ですと補正予算ですけども予算の補正上の中ではない、つまり継続の部分についての含めてですね、そういう発言ということですね。そういう討論だったという。

はい、他に。賛成討論ですか。はい。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

議長、1 番。議案第 44 号東栄町一般会計補正について賛成の立場で討論させていただきます。今回の補正予算はとうえい温泉調査委託費 330 万円、このことは昨年来度重なる修繕があり昨年からの今後の経営に向けた戦略のためのものであると私は理解いたしました。また総務管理費 376 万 8 千円、それから税務総務費が 134 万 8 千円の増であるということであります。昨近のですね、人手不足の中で採用ができたということに対しまして、私は一応の評価をしたいというふうに考えます。こういった観点からですね、今回の補正予算は温泉を継続的持続可能なものとするんだと、そして町の運営に前向きなものというふうに考え本補正予算に賛成をいたします。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。反対討論ですか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党浅尾もと子です。令和 7 年度東栄町一般会計補正予算第 2 号に反対の立場で討論いたします。この補正予算には令和 7 年度 8 年度の継続事業である第二次地域福祉計画策定業務委託の継続費、令和 8 年度の年割額を 467 万 5 千円から 77 万円増額し 544 万 5 千円とする継続費が含まれております。増額の理由は再犯防止計画重層的支援体制整備計画の 2 つを追加するというものでありました。同事業の変更後の事業費総額は 900 万 9 千円であります。まずこのベースとなる地域福祉計画でありますけれども、地域福祉推進の

主体である地域住民等の参加を経て地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について町内関係部局はもとより多様な関係機関や専門職も含めて協議の上目標を設定し計画的に整備していくことを内容とするものです。これは厚生労働省のホームページの解説であります。そして今日のご答弁でありましたが、この地域福祉計画はですね、また追加する２計画についても策定は義務ではなく市町村にとっての努力義務だという事で設楽町や豊根村では策定されていないという事でありました。地域福祉計画については策定されていないです。そしてこれに計画を作ること自体は私は良いことだと思いますが、どの程度の費用を充てるべきだという事は大いに議論の余地があるというふうに考えます。この地域福祉計画がどのように町の福祉の向上に役立ってきたかという点で１点紹介したいと思います。現行の第一次計画の町民アンケートの調査の結果でございます。日常生活において不安を感じることに尋ねた設問ですね。この計画はですね、令和８年度までの計画でありますので令和３年度に実施されたアンケート調査であります。日常生活において不安を感じることを尋ねた設問で第１位は自分の健康のこと 67.1%、第２位は家族の健康のこと 59.0%、第３位は介護の問題 58.5%でした。そして町が優先して充実すべきだという施策としてもっとも町民の要求が高かったものは、介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実でありまして、優先して充実してほしいが 44.7%、やや優先して進めてほしいが 33.2%、計 77.9%の町民が充実を望んでいるという結果です。次点は地域医療に関する唯一の設問で健康診断がん検診などの保健医療サービスの充実です。優先して充実 41.9%、やや優先して進める 32.5%の計 74.4%が充実を望んでいるということです。私はこの結果をみてですね、町民の皆さんの要求は実質的な医療、介護サービスの充実だとそのように理解しました。しかしこの計画はですね、どちらかというと理念というような計画でありまして、この声に率直に答える内容になっていないんです。いつまでにどういう職種の方を何人配置してどのようなサービスの向上を目指すのか、そのような具体的な計画にはなっていないんですね。私は休日診療の実施でありますですとか日曜、早朝、夜間の訪問介護の実施など具体的な改善が求められていると考えます。令和７年度と８年度の事業費の総額は追加の事業を加えて 900 万 9 千円です。人口 2,600 人の東栄町にはあまりに過大だと考えます。団塊の世代が後期高齢者になった今、現在の医療、介護体制で町民の医療と暮らしを支える十分な体制といえるのか、私はですね、計画を作るところにたくさんのお金を投じるのではなく、実際に町民を支える人そしてサービスにお金予算を振りむけるべきだと考えます。前回の計画の策定にはですね、令和３年度予算で地域福祉計画策定業務委託 389 万 8,400 円でありました。非常に予算額を増やして、どういう充実がこの計画でできるのかということはですね、計画これからの策定となるわけですがけれども、重要なのは計画ではなくて実際のサービスだということを重ねて申し上げたいと思います。第一次の計画はですね、点検の結果、検証の結果、私は今現在としては把握しておりませんが、次の計画を作る上ではすでに立派な計画があるわけですから、その点検、検証、見直しにとどめてその費用を安価に抑えるべきだと思うんです。事業計画の大幅な見直しを求めて反対討論いたします。

議長（加藤彰男君）

はい、討論よろしいですか。

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。本案を原案の通り決することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席願います。

起立 5 名です。賛成者の起立多数です。

よって議案第 44 号は原案の通り可決されました。

1 時間過ぎておりますけれども、日程第 7 承認第 2 号まで続けます。よろしいでしょうか。

----- 承認第 2 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 7、承認第 2 号「東栄町町税条例の一部改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。執行部の説明を求めます
税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

承認第 2 号、東栄町町税条例の一部改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。1 枚めくってください。専決第 2 号、東栄町町税条例の一部改正する条例について。専決理由は地方税法等の一部を改正する法律令和 7 年法律第 7 号が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い東栄町町税条例を改正することになりましたが、急を要するため議会を招集する暇がないと認めたものです。改正内容について説明をいたします。このページを含め 4 枚めくって頂きまして、新旧対照表の 15 分の 1 をご覧ください。まず今回の条例改正の主な内容は、個人住民税の特定親族特別控除が新たに創設された事に伴う改正と一般原動機付き自転車に新たに 125cc エンジンのバイクが追加されたことに伴う改正、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う改正が主な改正となり、地方税法の改正によるものとご理解ください。多くの条文の改正、追加、字句の改正がございますが主な改正のみご説明させていただきます。なお一部字句の修正がございますが、その部分以外で町独自の改正は含まれておりませんので予めご承知おきください。15 分の 1 ページをご覧ください。第 20 条の公示送達に関する改正ですが、まず公示送達とは宛先不明で返礼された納税通知書等は調査した結果送付先が確認出来ない場合、地方税法に基づき公示送達、こちらが町掲示板に掲示することで送達されたものとみなす規定で、今回の改正により公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の方に閲覧できる状態におくとともに、公示事項が記載された書面を町の掲示板だけではなく役場内のパソコン等の画面に表示して閲覧することが可能となるような措置を講ずることが明記されました。具体的な方法等は現在近隣市町村と相談し施行日までに準備を行います。第 20 条の 3 の納税証明書事項に関

する改正は第 20 条の改正に伴う規定の整理です。次に 15 分の 2 ページをご覧ください。

第 33 条の 2 所得控除に関する改正は法律改正に併せた改正で、控除すべき金額に特定親族特別控除を追加するものです。具体的には現行制度では大学生年代の子供の年間給与収入が 103 万円を上回ると親の扶養から外れ控除額が 0 円となりますが、今回の追加された特定親族特別控除は特定扶養控除の対象にはなりません、年間給与収入が 150 万までは 45 万円の控除が受けられ 150 万円を超過しても扶養控除が突然 0 円になるのを避けるため新たに段階的に控除額が減っていく仕組みが追加されたものです。次に第 35 条の 2 町民税の申告に関する改正は特定親族特別控除の創設に伴う個人住民税申告義務に係る規定の整備です。次に 15 分の 4 ページをご覧ください。第 35 条の 2 第 10 項の改正はいわゆるマイナンバー法といわれる法律の改正に伴う改正で、法人番号の記載が法改正により 15 項から 16 項へ変更されたことに伴う改正です。第 35 条の 3 の 2 個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する改正は、法律改正に併せ特定親族を追加するものです。次に 15 分の 5 ページをご覧ください。第 35 条の 3 の 3 個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する改正は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務規定等の整備です。次に 15 分の 6 ページをご覧ください。第 59 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申し出に関する改正は、いわゆるマイナンバー法といわれる法律の改正に伴う改正です。次に 15 分の 7 ページをご覧ください。第 75 条種別割の税率に関する改正は一般原動機付自転車に新たに 155cc エンジンのバイクが追加されたことに伴う改正です。次に 15 分の 8 ページをご覧ください。第 80 条種別割の減免に関する改正は、いわゆるマイナンバー法といわれる法律の改正に伴う改正と一般原動機付自転車に新たに 155cc エンジンのバイクが追加されたことに伴う改正です。次に 15 分の 9 ページをご覧ください。第 81 条身体障害者等に対する種別割の減免に関する改正は、マイナ免許証運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備です。次の 15 分の 10 ページの第 2 項第 5 号及び第 3 項も同様の改正理由となります。次に 15 分の 10 ページをご覧ください。第 125 条の 3 特別土地保有税の減免の改正から次のページ 15 分の 11 ページの第 133 条入湯税にかかる特別徴収義務者の経営申告の改正は、いわゆるマイナンバー法といわれる法律の改正に伴う改正です。次に 15 分の 12 ページをご覧ください。付則第 10 条の 3 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告に関する改定は、長寿命化のため大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置についてマンション管理組合の管理者等から市町村長に対し必要な書類の提出があった場合は、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても減額措置を適応する規定を 2 年延長する法改正に併せた改正です。次に 15 分の 13 ページをご覧ください。付則第 28 条の追加は加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う改正です。国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても加熱式たばこは紙巻きたばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠けている状況を踏まえ、課税の適正化の観点から課税方式が見直しされたことに伴うものです。具体的には加熱式たばこの課税方式が現行の重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式から重量のみ換算する方式に見直し

するほか、一定の重量以下の1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みに変更される改正となります。それでは最初のページ、承認2号のページに戻って頂きまして4枚めくって頂き6分の4ページをご覧ください。施行期日ですが、第1条この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。第1号、第33条の2、第35条の2、第1項但し書き第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定は令和8年1月1日から施行、第2号付則に1条を加える改正規定及び付則第6条の規定は令和8年4月1日から施行、第3号第20条及び第20条の3の改正規定並びに次条の規定は地方税法等の一部を改正する法律付則第1条第12号に掲げる規定の執行の日施行から、第2条は公示送達に関する経過措置、第3条は町民税に関する経過措置、6分の5ページの第4条は固定資産税第、5条は軽自動車税、第6条は町たばこ税に関する経過措置の規定となります。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。今回の東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてお尋ねいたします。今回専決処分ということでのご提案でありますので、まずお尋ねしてまいります。根拠法の正式名称と同法の成立及び施行スケジュール、町が法改正を知った日をお伺いいたします。つまりどのようなスケジュールだったから専決処分でなければ間に合わなかったのかということをお尋ねいたします。2点目です。法改正の対応以外の改正点は字句の訂正のみだというご説明でありました。この法改正の対応をですね、町としてこの条例を改正するというには実施の義務があるのか、または罰則はあるのかということをお尋ねしたいと思います。3点目は新旧対照表の15分の1第20条の公示送達についてです。公示送達の方法として現行の掲示上町の掲示上に掲示するということに加えてですね、または町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧することができる状態におく措置をとることによってすると、そういった変更があります。電子計算機というのは想像しにくいんですが、どのようなものを想定しているのか教えてください。そしてですね、この方が施行日までに具体的に議論していくというご答弁でありましたので、この公示送達の変更の施行日がいつなのか教えてください。また、公示送達の実施状況直近の3年度何件など教えてください。

議長（加藤彰男君）

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

それではお答えいたします。まず根拠法の正式名称ですけれども、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律令和7年法律第7号と、地方税法施行令及び国有資産等所在地市町村交付金行使条例の一部を改正する政令令和7年政令第119号と、地方税法施行規則の一部を改正する省令令和7年総務省令第30号となります。それから専決処分でなければ間に合わない理由ですが、地方税法の一部改正法については3月中にですね、改正案は県を通じ市町村へ情報提供され条例改正の準備を行うことができますが、今年の場合ですと令和7年3月31日に法律が公布され総務大臣から県知事あてに通知が、3月31日愛知県知事から市町村長宛の通知が4月1日ですので議会を招集する暇がないことから専決処分し次の議会で承認を求める状況でありますので、今後も地方自治法に基づいた専決処分議会への承認議案の上程の手続きを継続していく考えに変わりはございません。それからこの法改正について義務につきましては、当然ですね地方税法に基づいて市町村条例に影響がある部分については今回の条例改正のように含めた改正を行っております。それから第20条の改正である電子計算機ですけれども、先ほどちょっと説明をさせて頂いた通り役場内に設置したパソコン画面となります。インターネットが利用できるノートパソコンを想定しておりますけれども、ホームページ上での氏名の公表ですけれどもこちらのデジタル規制改革推進の一括法では原則としてアナログで閲覧できる情報と同じ情報をデジタルでも閲覧できるようにする方針となりますけれども、ただプライバシーの保護の観点から氏名をホームページに掲載しなくてもよい運用も含めて検討してまいりたいと考えております。あと公示送達の実施状況ですが、現在調査中なものがありますけれども3年の間の実施したものはありません。以上となります。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

公示送達の方法としてホームページでの掲示、全国どこでもまた全世界でもその方の個人情報が見られてしまうということについては慎重な議論が必要だというふうに私も思いますので、是非慎重にご対応頂きたいと思います。この公示送達の変更の施行日がいつなのかということをお教え頂きたいと思います。それから公示送達の変更の施行日がいつなのかということをお教え頂きたいというふうに思います。それから公示送達で掲示する個人情報の範囲をお教えください。住所、氏名、生年月日どんなものなのか固定資産であれば土地の住所なのか教えてください。

議長（加藤彰男君）

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

先ほどこちょっと質問があった中で法律の施行日の予定ですけれども、令和5年の確か法施行でその時の資料をみますと3年後というのは明記されていたかと思いますので、恐らく令和8年度からの施行になるのかなと今考えております。あと公示送達の内容ですけれども、税目、固定資産税の何期分ですとかですね、そういったものと氏名のみとなります。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより承認第2号の件を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、承認第2号は原案の通り承認されました。

ここで暫時休憩をとります。再開は45分。

----- 議長辞職の件 -----

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。45分ちょっと前ですが、皆さんお揃いですので休憩前に引き続き会議を再開いたします

ここで議長を副議長と交代いたします。

副議長（村本敏美君）

議長を交代し議事を進めます。議長の加藤彰男議員から議長の辞職願が提出されております。お諮りします。議事日程を変更し議長辞職の件を追加日程第1とすることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め議長辞職の件を追加日程第1とします。

追加日程第1、「議長辞職の件」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により加藤彰男議員の退場を求めます。

事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局（加藤寿基君）

令和7年4月25日。東栄町議会副議長、村本敏美殿。東栄町議会議長、加藤彰男。辞職願。この度申し合わせにより議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上でございます。

副議長(村本敏美君)

ただ今事務局長の方から辞職願のほうが朗読されました。

お諮りします。加藤彰男議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、加藤彰男議員の議長の辞職を許可することに決定をしました。

ここで加藤彰男議員の入場を許可します。

議長を辞職しました加藤彰男議員から挨拶を頂きたいと思います。

8 番 (加藤彰男君)

この2年間議長として皆さんとともに東栄町議会を改革する、その目標に向かって取り組んでまいりました。住民の皆さんの期待に答える議会を目指して、これまでの議会活動や議会運営とは異なる視点を入れて、この2年間大学の研究者の方に来ていただきながらまちづくり基本条例の学習会、財政分析の学習会そして地方自治法の学習会など学習活動に取り組むと同時に、先進的な議会、先進的な自治体ということで飯田市議会や根羽村を皆さんと一緒に視察研修してきました。さまざまな活動に取り組んできたと思います。改めて皆さんのご協力そしてこれらの活動へのご参加に心より感謝申し上げます。今後も私たち8名の議員がともに住民の皆さんの期待に応えられる議会を目指して取り組みをさらに進めなくてはならないと思っております。2年間ありがとうございました。

----- 議長の選挙 -----

副議長(村本敏美君)

辞職により議長が欠けましたので議長の選挙を議事に追加し追加日程第2とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

はいありがとうございます。

異議なしと認め、「議長の選挙」を追加日程第2とします。事務局長お願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

議員の皆さんは全員協議会を開きますので議員控室の方に御移動をお願い申し上げます。

副議長(村本敏美君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第2 議長の選挙を行います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、ただちに議長の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦にしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

ご異議なしと認め選挙は指名推薦で行います。

お諮りします。指名の方法は私副議長が指名したいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、副議長が指名をいたします。

議長に加藤彰男議員を指名いたします。

ただ今副議長が指名しました加藤彰男議員を当選とすることにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、ただ今指名しました加藤彰男議員が議長に当選しました。加藤彰男議員がここにおりますので告知をいたします。

当選人の氏名、住所を議会事務局長から報告をさせます。

議会事務局長。

議会事務局(加藤寿基君)

失礼します。当選人の報告です。当選人、議長。住所、東栄町大字振草。氏名、加藤彰男。以上でございます。

副議長(村本敏美君)

ただ今議長に当選された加藤彰男議員がここにございますのでご挨拶をお願いいたします。

議長(加藤彰男君)

先ほど辞職のあいさつの際に申し上げましたけれども、私たち議員 8 名のこの 8 名の議員はこの 4 年間に於いて住民の皆さんから信頼に応える議会をどう作っていくのか、この大きな責任があります。1 月に一緒に研修しました飯田市議会のこの議会改革の中で「市民の幸せ」に貢献する議会という目標があります。そしてそのために議会を変革するこの姿勢は私たち東栄町議会も共有して目指していく姿だと思います。先ほど言いましたように、この 2 年間まちづくり基本条例、財政分析、地方自治法、さまざまな学習会そして先進視察を取り組んできました。後半の 2 年間皆さんと一緒にこの経験を生かして、住民の皆さんの声にさらに寄り添えるように、議会としての行政評価の取り組みや住民の皆さんにもわかりやすく伝わるような財政の有責そして住民の皆さんの声を議会として聞く活動、さらにデジタルの情報機器や情報ツールを議会の中でどう活用するか、さらに地域づくりの中の社会コミュニティにどう生かしていくのか、このような課題を具体的に私たち 8 名でみんなで考えていきたいと思っております。住民の皆さんの信頼に答えるそして期待に応える議会をみなさんと一緒に実現できるように一生懸命頑張っていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

副議長(村本敏美君)

それでは加藤彰男議員。議長席の方についていただきたいというふうに思います。
ありがとうございました。

議長(加藤彰男君)

それでは正午となっておりますので、これでお昼の休憩に入りたいと思います。
再開は午後1時。よろしくお願いいたします。

----- 副議長辞職の件 -----

議長(加藤彰男君)

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど副議長の村本敏美議員から副議長の辞職願いが提出されました。

お諮りいたします。議事日程を変更し副議長辞職の件を追加日程第3とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、副議長辞職の件を追加日程第3といたします。日程表を配布いたします。

よろしいでしょうか。追加日程3副議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により村本敏美議員の退場を求めます。村本議員退場をお願いいたします。

それでは事務局長から辞職を朗読させます。

事務局長。

議会事務局(加藤寿基君)

令和7年4月25日。東栄町議会議長、加藤彰男殿。東栄町議会副議長、村本敏美。辞職願。この度申し合わせにより副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上です。

議長(加藤彰男君)

お諮りいたします。村本敏美議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、村本敏美議員の副議長の辞職を許可することと決定いたしました。

ここで村本敏美議員の入場を許可します。

ここで副議長を辞職されました村本敏美議員から挨拶を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

村本議員。

7 番(村本敏美君)

村本敏美でございます。2年間加藤議長のもと副議長として務めさせて頂きました。皆様方にはご満足頂ける副議長であったかどうかという疑問でございますけれども、自分なりに一生懸命務めてまいりました結果だと思っております。あと任期は議員としての任期はあと2年ありますけれども今後とも議員として一生懸命頑張らせて頂きます。2年間どうもありがとうございました。

----- 副議長の選挙 -----

議長（加藤彰男君）

辞職により副議長が欠けましたので、選挙第2号副議長の選挙を議事に追加し追加日程第4とすることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め選挙第2号、副議長の選挙を追加日程第4といたします。日程表の配布をお願いいたします。

はいよろしいですか。ここで暫時休憩といたします。

議員の方々は全員協議会を開きますので控室の方へ移動をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

議長（加藤彰男君）

それでは会議を再開いたします。

追加日程第4、選挙第2号副議長の選挙を行います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、直ちに副議長の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条の第2項の規定による指名推薦としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、選挙は指名推薦で行います。お諮りいたします。指名の方法は私議長から指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、議長が指名させて頂きます。

副議長に村本敏美議員を指名いたします。

ただ今議長が指名しました村本敏美議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、ただいま指名しました村本敏美議員が副議長に当選しました。

村本敏美議員がここにいますので告知をいたします。

当選人の氏名、住所を議会事務局長から報告させていただきます。
議会事務局長。

議会事務局(加藤寿基君)

当選人の氏名、住所を報告いたします。副議長。住所、東栄町大字三輪 氏名、村本敏美。
以上でございます。

議長(加藤彰男君)

ただいま当選されました村本敏美議員からのあいさつを頂きます。
村本敏美議員。

副議長(村本敏美君)

ただいま副議長ということで、あと2年間やれという事で指名を受けました村本敏美でございます。聞いていただいた通り昭和24年1月23日生まれ76ということで、後期高齢者の1人でございます。年は取っておりますけれども体の方はいたって元気でございますので2年間勤めらるかなと思っております。日頃支持者というか周りのみなさん「お前はちょっと口があれだから、口に気を付けて発言とかそういうものをしろ」というようなことを言われております。加藤議長は温厚の方で口の利き方も大変優しい方でございますけれども、如何せん自分はこういう性格なものですから、ちょっとしてそういう発言が出るかもわかりません。今昨今言われているいろいろなハラスメントみたいなことを十分気を付けて発言をしていきたいと思ひますし、また議員の皆さん執行部の皆さんもお気づきの点がございましたらご注意頂きますようお願い申し上げます、これから2年間頑張っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

----- 議会運営委員の選任、正副委員長の選任 -----

議長(加藤彰男君)

続いて委員会条例に基づき議会運営委員の選任についてを議事に追加し追加日程第5とします。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認めます。議会運営委員の選任についてを追加日程第5といたします。

議会運営委員の選任は東栄町議会委員会条例第5条第1項の規定により会議に諮って議長から指名されるとされております。これより議会運営委員の案を配布いたします。

よろしいでしょうか。今お手元に配布いたしましたように議会運営委員会につきまして5名の方を議会運営委員として推薦いたします。

指名いたします。岡田浩二議員、佐々木一也議員、浅尾もと子議員、伊藤真千子議員、村本敏美議員以上の5名です。この件につきましてご意見ご異議ございますか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

お尋ねいたします。議会運営委員の選任についてですね、議長がおっしゃるように委員の選任は議長が会議に諮って指名すると委員会条例の第 5 条で書かれております。その通り今ご提案頂いたわけですが、この議員必携の第 11 次改訂新版というのを少し古いものですが見ますとですね、議会運営委員会の設置にあたってはですね、初議会前の議員懇談会等で協議がなされ所定の手続きがとられることになる、また常任委員の選任方法についてはですね、議長が会議に諮って指名するとなっているが、実際の取り扱いは事前に議会運営委員会や全員協議会が開かれて議員の所属希望をとりその希望にできるだけ沿うように調整して各議員の了解を得た上で本会議を開き議長が会議に諮って指名する方法が一般的であるというふうに書かれております。今回委員の選任にあたって議長からご提案頂いた 5 名の方ですね、私を含めてなんですけれども、今この場で配布されてはじめて知りました。事前の協議、以降の確認があってもしかるべきないかと考えますが認識を伺います。併せて今回委員に選ばれなかった方に異存はないのか、その辺ちょっと確認させて頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

今浅尾議員から話がありましたけれども、話がありました。これにつきましては従来東栄町議会の方はそのまま指名ということがあったものですから、この前の議運の時に話したように一度ここで皆さんのご意見を伺いながらこの案につきまして意見を頂くというふうに諮っております。先ほどのあったようにですね、今後東栄町議会ですね、会議規則又は委員会条例を改正していく必要があると思いますので、この辺は 6 月定例会を含めて検討していきたいと思ひますし、それにそって今の議員必携を含めてそれから他ですね、地方議会のところの運用内容含めてですね、ある面では申し合わせになると条例化していくというふうにしていきたいと思ひます。今回につきましてはこの 5 名の方を、浅尾議員含めて議長の方としては議会運営委員会の委員として指名したいということですので、他の方についてご意見あればお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは今のお話の部分の含めてですね、今後議会運営の方に反映していきたいと思ひます。今回この 5 名の方についてはこの一覧の通りという事でお願いいたします。それでは議会運営委員会のみなさんはそれぞれの中で委員長、副委員長を決めて頂きたいと思ひますので、ここで控室の方で議会運営委員会を開いてください。よろしくお願ひいたします。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。再開いたします。

それでは議会運営委員会の委員長、副委員長を議会運営委員長から報告をお願いしま

す。

伊藤委員。

議会運営委員長（伊藤真千子君）

議会運営委員長。報告いたします。議会運営委員の委員長、岡田浩二。副委員長、浅尾もと子。以上であります。

議長（加藤彰男君）

今報告がありましたように委員長は岡田議員、副委員長浅尾議員と決定いたしました。名簿の方に記入をお願いいたします。

----- 正副常任委員長の選任 -----

1 番（岡田浩二君）

議長。常任委員長。

議長（加藤彰男君）

岡田議員、常任委員長

委員長(岡田浩二君)

すみません。先ほどの議会運営委員会における正副委員長の選出で正副常任委員長が議会運営委員会正副委員長に選出されました。そのため常任委員会を開催し新たに正副委員長を選任する必要があります。議事日程にこの件を追加して頂きたいと思いますのでご協議をよろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

ただ今常任委員長から発言がありました。常任委員長からの申し出による正副常任委員長の選任についてを議事日程に追加し追加日程第6として行うことにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認めます。従って正副常任委員長の選任についてを議事日程に追加し追加日程第6といたします。

これより常任委員会の方に今配布しております。

ただ今配布しましたように常任委員会の構成につきましては議長を除く7名の議員の皆さんです。これより常任委員会の常任委員の方々は議員控室で正副委員長の選出をして頂き正副委員長決まり次第議長に報告をお願いいたします。

選出のため暫時休憩といたします。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。会議を再開いたします。

常任委員会の委員長、副委員長を常任委員長から報告してください。

岡田議員。

委員長（岡田浩二君）

それでは報告いたします。常任委員会委員長に伊藤真千子議員、副委員長に櫻井孝憲議員。以上です。

議長（加藤彰男君）

今報告がありましたように常任委員会の委員長は伊藤議員、副委員長は櫻井議員となりました。決定しましたので名簿への記入をお願いいたします。

----- 議会報編集委員の選任、正副委員長の選任 -----

議長（加藤彰男君）

次にお諮りいたします。新たな議会構成となりましたので、議会報編集委員の選任についてを議事日程に追加し追加日程第7とすることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認めます。議会報編集委員の選任について議事日程に追加し追加日程第7といたします。

議会報編集委員の選任は東栄町議会委員会条例第5条第1項の規定により会議に諮って議長から指名するとされています。これより議会報編集委員の案を配布されて頂きます。

よろしいでしょうか。はい、今お手元にあるように議会報編集委員会の4名の方です。岡田議員、佐々木議員、桜井議員、西谷議員の4名です。この件につきましてご意見いかがでしょうか。

（「なし」の声あり。）

はい、異議なしと認め議会報編集委員はお配りした一覧表のとおりと指名させていただきます。

議会報編集委員の皆さんは議員控室で正副委員長の選出をしていただき、正副委員長が決まり次第議長に報告をお願いいたします。

選出のため暫時休憩といたします。

議長（加藤彰男君）

議会報編集委員会の委員長、副委員長を議会報編集委員長から報告をお願いいたします。
佐々木議員。

委員長（佐々木一也君）

議会報編集委員会の委員長副委員長の報告をいたします。委員長、佐々木一也議員。副委員長、西谷賢治議員。以上報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

今報告がありましたように委員長は佐々木議員、副委員長は西谷議員と決定いたしましたので名簿への記入をお願いいたします。

----- 北設広域事務組合議員の選挙 -----

議長（加藤彰男君）

次にお諮りいたします。北設広域事務組合議会議長から北設広域事務組合議会議員の辞職に伴う議員の選出の依頼がありました。よって選挙第3号北設広域事務組合議会議員の選挙を議事日程に追加し追加日程第8とすることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、選挙第3号北設広域事務組合議会議員選挙を議事日程に追加し、追加日程第8といたします。日程表を配布いたします。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

選挙第3号、北設広域事務組合議会議員選挙について。北設広域事務組合同規約第5条第3項の規定により組合議会議員の選出を求める。選任理由加藤彰男議員の辞職による。任期令和7年4月25日から令和8年9月18日まで。以上です。

議長（加藤彰男君）

選挙第3号はただいまの説明の通りです。当組合の議員選出につきましては規約に基づいて選挙を行います但議長が関係いたしますので、ここで議事を副議長と交代いたします。

副議長（村本敏美君）

それでは引き続き選挙第3号「北設広域事務組合議会議員の選挙について」の議事を進めます。ここでお諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推薦とし私より推薦したいと思いますがこれにご異議はございませんか。

はい3番。

3 番(浅尾もと子君)

投票による選挙をお願いしたいと思います。

副議長(村本敏美君)

ただ今異議があり投票による選挙をということでございますので投票により選挙を行うことといたします。ここで暫時休憩といたします。

議員の方々は全員協議会を開きますので議員控室に移動をして頂きたいと思います。

議会事務局長(加藤寿基君)

すみません。事務局からです。今ほど同数だったら再投票と言いましたが、抽選となりますのでそこは訂正いたします。

副議長(村本敏美君)

休憩前に引き続きまして本会議を再開いたします。

直ちに追加日程第 8 北設広域事務組合議会議員の選挙を行います。ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、直ちに北設広域事務組合議員の選挙を投票で行います。

議場を閉めて頂きます。

ただ今の出席議員は 8 名でございます。次に立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により立会人に 1 番岡田浩二議員、5 番伊藤真千子議員を指名をいたします。これより投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。みなさん投票用紙の配布漏れはございませんか。皆さんいきわたっていますか。配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

はい、投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号順に 1 番から順次投票をお願いいたします。

確認をします。投票漏れはございませんか。投票漏れございませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1 番岡田浩二議員、5 番伊藤真千子議員立ち合いをお願い申し上げます。

選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票。有効投票数 8 票。無効投票 0 票です。有効投票のうち浅尾もと子議員 1 票。加藤彰男議員 7 票。以上の通りでございます。

従ってこの選挙の法定得票数は 2 票でございます。従ってただ今の選挙により加藤彰男議員が北設広域事務組合議会議員に当選されます。議場の閉鎖を解いてください。

ただいま北設広域事務組合議会議員に当選されました加藤議員が議場におられますので本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をします。

改めて当選人の氏名、住所を議会事務局長から報告をさせます。

議会事務局長。

議会事務局長(加藤寿基君)

報告いたします。北設広域事務組合議会議員。住所、東栄町大字振草。氏名、加藤彰男。以上でございます。

副議長(村本敏美君)

ただいま議長に北設広域事務組合議会議員、当選された加藤彰男議員からあいさつを頂きます。

議長(加藤彰男君)

北設広域事務組合の議員としてこの東栄町の議会を代表する立場で一生懸命頑張りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。先ほどの全員協議会のところでも話をしましたが、今北設広域事務組合の中では北設情報ネットワーク民間譲渡のことがやはり大きなテーマであり、今後どういうふうに移していくことには課題となっております。その点では先ほどの全員協議会の中でも、浅尾議員からの話がありましたようにですね、このことが事業年の中で具体的にしていくときに、やはり住民の皆さんの声や議会の声がどういうふうに反映していくという事が課題だと思います。これまでの経過の中でも議員の説明会を開いてくれたことが1回ありましたけれども、十分ではないということで郡議長会でもその内容を要望して第2回の説明会をしていくことまで進んでおりますので、ぜひこれを含めてですね、議会の皆さんがより深く理解し、またその中でそれぞれ意見を出せる場を作れたらというふうに思っております。全員協議会の場でもちょっとお話をさせていただきましたけれども、北設広域事務組合の議会は少し私たち議会と性格というか様式が違うところがあります。例えば年間の開催回数やそれから委員会制度等がないという点もありますのでどうすればですね、私たちの個々の議会の意見をつなげていくのかということが課題だと思います。その点では昨年のあるところの議員の説明会を含め要望というような流れも含めですね、今後ゴミ処理のことも課題になってきますのでこの課題につきましても同様にですね、私たちが説明を充分受けられる機会や又は意見を出せる機会を作っていくということも北設広域事務組合の議会にプラスアルファする機能として必要だと思っていますので、今後の中でそれぞれの根羽村を含めて4町村のそれぞれの執行部の皆さんと、そして議会議長、議会の皆さんとも話し合っていくこのことが大事だと思っておりますので、引き続きこの2年間、あと2年間北設広域事務組合の議会の方で一生懸命頑張りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

副議長(村本敏美君)

ありがとうございました。これで私の役目はおわりかな。以上で私の役目は終わりでございますので議長席から7番にもどります。8番議長よろしく願いいたします。

----- 監査委員の選任 -----

議長（加藤彰男君）

それでは続いて議事を進めます。

伊藤議員から町長へ監査委員の辞職願が提出されました。町長はこれを受理し議会選出の監査委員の選任についての議案が提出されました。

同意案第1号「監査委員の選任について」を議事日程に追加し追加日程第9とすることについてご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、同意案第1号監査委員の選任を議事日程に追加し追加日程9といたします。提出者の説明を求めます。今追加日程表をお配りいたします。お待ちください

よろしいでしょうか。それでは提出者の説明をお願いいたします。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

同意案第1号、監査委員の選任について。伊藤真千子議員の監査委員辞職に伴い地方自治法第196条第1項の規定により選任の同意を求めるものです。任期は令和7年4月25日から令和9年4月29日までです。議会の選出委員でありますので議会で協議していただき推薦を頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（加藤彰男君）

提出者の説明が終わりました。ここでお諮りいたします。町長からの議会からの監査委員会の推薦につきましてご意見ございませんか。正副議長一任でよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

はい、それでは正副議長にて一任し、推薦につきましてはみなさんにご提案したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは正副議長でお願いいたします。

暫時休憩といたします。

議長（加藤彰男君）

再開いたします。

ただ今正副議長において監査委員の選考案を作成いたしましたので、事務局長から配布させていただきます。

はい事務局長。

議会事務局(加藤寿基君)

はい、それでは監査委員の選考案を発表いたします。住所、東栄町大字振草。氏名、櫻井孝憲。以上です。

議長(加藤彰男君)

以上の報告通り櫻井議員を議会の推薦にしたいと思います。これより質疑に入りますが地方自治法第 117 条の規定により櫻井議員の退場を求めます。

ただ今報告しました議会選出の監査委員として櫻井議員につきましての提案です。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切ります。

本案は人事案件ですので討論は省略し直ちに採決いたします。ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

これより採決に入ります。本案は原案の通り同意することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって同意案第 2 号の件は原案の通り同意することに決定いたしました。

櫻井議員の入場を許可します。

今お手元に配布いたしましたように同意案第 1 号、監査委員の選任につきましては伊藤議員の辞職による監査委員の補充として櫻井孝憲議員が監査委員となりましたのでよろしくお願いいたします。

----- 東三河広域連合議会議員選挙 -----

議長(加藤彰男君)

続いて東三河広域連合長から東三河広域連合議会選出議員の辞職に伴う議員の選出の依頼がありました。

よって選挙第 4 号、「東三河広域連合議会議員の選挙」を議事日程に追加し追加日程第 10 とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、選挙第 4 号東三河広域連合議会議会議員選挙を議事日程に追加し追加日程第 10 といたします。追加日程表をお願いいたします。

選挙の方法は地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づく指名推薦とし、私より指名したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

はい。投票による選挙を求めたいと思います。

議長（加藤彰男君）

異議がありましたので投票による選出を行うこととします。ここで暫時休憩といたします。議員の方々は全員協議会を開きますので控室の方に異動をお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

それでは会議を再開いたします。

直ちに追加日程第 8 選挙第 4 号東三河広域連合議会選挙を行います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、直ちに東三河広域連合議会議員の選挙の投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

ただ今の出席議員は 8 名です。

次に立ち合い人を指名いたします。会議規則第 30 条第 2 項の規定により立会人は 2 番佐々木一也議員、6 番西谷賢治議員を指名いたします。

これより投票用紙を配布いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。よろしくお願いいたします。すみません。先ほど追加日程の番号を 8 ではなくて 10 になりますので追加日程 10 になります。訂正をお願いいたします。

確認します。投票用紙の配布漏れはございませんか。配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

投票箱は異常なしと認め、ただいまから投票を行います。議席番号順 1 番から順次投票をお願いいたします。

確認いたします。投票漏れはありませんか。よろしいですか。投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。2 番佐々木一也議員、6 番西谷賢治議員の立ち合いをお願いいたします。

選挙の結果を報告いたします。投票総数 8 票、有効投票 8 票です。無効投票は 0 票です。有効投票のうち岡田浩二議員が 3 票、伊藤真千子議員が 3 票、浅尾もと子議員が 2 票です。以上の通りです。この選挙の法定得票数は 2 票です。従いまして上位 2 名の方が、岡田浩二議員、伊藤真千子議員が北設広域事務組合議会議員に当選されました。ごめんなさい。東三河広域連合の議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

はい、ただ今東三河広域連合議会議員に当選されました岡田浩二議員、伊藤真千子議員

が議場におられますので、本席より会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

改めまして当選人の氏名、住所を議会事務局長から報告をさせます。

議会事務局長。

議会事務局長(加藤寿基君)

当選人を報告いたします。東三河広域連合議会議員。住所、東栄町大字川角。氏名、岡田浩二。東三河広域連合議会議員。住所、東栄町大字中設楽。氏名、伊藤真千子。以上でございます。

議長(加藤彰男君)

ただいま東三河広域連合議会の当選されました岡田浩二議員、伊藤真千子議員から挨拶を頂きます。

岡田議員。

1番(岡田浩二君)

議員の岡田浩二です。この度東三河広域連合の次期構成員として再び取り組む機会を頂きました。東三河広域連合は豊橋をはじめとする5市2町1村が緊密に連携し広域的な行政課題に取り組む重要な組織であります。中でも介護保険に関する事務はその大半を占めておりまして、地域の高齢化が進む中でますます重要性が高まっております。これまでの2年間は広域連合議員として介護保険に関わる担当はもっておりませんでしたが、今後の2年間は私のどちらかという得意分野でもある介護や福祉の分野に対してより積極的にかかわっていける可能性がございます。これまでの経験を生かし東三河全体の福祉の質の向上に少しでも貢献できるよう誠心誠意努めてまいり所存でございます。引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

議長(加藤彰男君)

続いて伊藤真千子議員お願いいたします。

5番(伊藤真千子君)

失礼いたします。伊藤真千子です。今回東三河広域連合にもう1期出させてほしいという事で立候補させていただきました。町村でもいろいろな8市町村で多額のお金を出しているのにそのお金の使い道があまりわからないという思いが私にはあります。1年目は一般質問をさせていただきまして介護のことを聞きました。2年目は監査員という役を仰せつかりまして監査員をやらせていただきまして、お金の流とか事業の内容とかが少しずつ分かってきて、こんな事業をやっているのかというのがわかってきたところであります。市町村によって皆さん一般質問を傍聴なり東三河というこういう広域の冊子を見て頂くとわかると思うんですけれども、町村によっていろいろな問題が出てきております。この間

題を東三河で対応しながらどのようにこれから対応して解決していくのかというのを私は今後の大切なことだと思い立候補させていただきましたので、もう2年やらせて頂きまして皆さんの力になりたいと思いますのでご協力よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

以上で東三河広域連合議会議員の選挙の件は終了いたします。

----- 議席の変更 -----

議長（加藤彰男君）

お諮りいたします。議席の指定につきましては会議規則第30により改選時において現在の議席はすでに指定されております。皆さんの特段な意見がなければ現行のままとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め現在の議席の指定といたします。

----- 閉会 -----

議長（加藤彰男君）

以上で本臨時会に追加議案も含め上程された案件は全て議了いたしました。後半の2年間新しい議会構成となりました。執行部の皆さんとともに二元代表制を担う議会として一生懸命頑張っていく同じ思いをみなさんと共有したいと思います。そして長時間にわたりまして本日の臨時会に出席頂きました執行部の皆さん、そして傍聴のみなさんに感謝を申し上げます。特に執行部の皆さん、議員の皆さん何かございますか。よろしいでしょうか。

以上をもちまして令和7年第2回東栄町議会臨時会を閉会いたします。